

2025 年度

PTA 総会資料

町田市立小山ヶ丘小学校 PTA

2025 年度

PTA 総会議案書

議事

- 第 1 号議案 PTA 規約の承認
- 第 2 号議案 2024 年度決算報告
- 第 3 号議案 2024 年度会計監査報告
- 第 4 号議案 2025 年度事業計画承認
- 第 5 号議案 2025 年度予算承認

小山ヶ丘小学校 PTA 規約

第1章 総 則

第1条 名称・設立

この会は町田市立小山ヶ丘小学校 PTA といい、その所在地を小山ヶ丘小学校（〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘 5-37 電話 042-770-6251）に置く。設立は平成 18（2006）年 2 月 7 日である。

第2条 目的と活動

この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 方針

この会の運営方針を次の通りとする。

1. この会は教育を本旨とする自主的、民主的な団体として運営する。
2. 児童の教育並びに福祉の為に活動する他の団体及び機関と協力する。
3. この会は他のいかなる団体及び機関の支配を受けない。
4. 特定の政党や宗教にかたよることなく、または営利を目的とする行為は行わない。
5. 学校の人事や運営に干渉しない。

第4条 会員

この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはその代理人、および本校の教職員とする。

第5条 会計

1. この会の経費は会費及びその他の収入によってまかなわれる。
2. この会の会費は、一世帯及び教職員一名につき年額1千円とする。
3. 会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。
4. 会計決算は会計監査を経て、総会の承認を要する。
5. この会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行われる。
6. 会費徴収後の転出者については、期間に関わらず、返金しない。
7. 会費徴収後の転入者については、転入した日の属する月の翌月分より1ヶ月100円として、年度末の3月分まで一括で納入し、上限は1千円とする。但し、年度内再転入者に関してはこの限りではない。
8. 費目の追加については、内訳を明らかにして、役員会を経てから行う。

第2章 組織

第6条 本部役員及び役割

1. 本部役員の承認は総会をもって行う。
2. 本部役員の解任は任期終了日をもって解任されるものとする。
3. 本部役員会の役員は下記のとおりとする。
4. 本部役員に欠員が生じた場合は役員会にはかり補充し、承認は総会をもって行う。

役員名	人数	構成	役割
会長*1	1名	保護者1名	会を代表して会務を総括する。学校運営協議会・青少年健全育成委員会の役員も担う。
本部役員	6～11名	保護者4～9名/ 副校長1名/ 教職員1名	会長を補佐して会長に故ある時は代行をする。 周年行事・健全育成委員を分担する。 全ての議事の記録とその管理及び庶務を行う。 経理を管理し会計報告を行う。 翌々年度以降の会計監査を務める。 防犯活動の取りまとめを行う。 主に校内イベントの取りまとめを行う。

*1 青少年健全育成委員会の議会に出席する

第7条 会計監査

1. 会計監査の承認は総会をもって行う。
2. 会計監査の解任は任期終了日をもって解任されるものとする。
3. 会計監査は本部役員会に含まれず監査業務を行う。
4. 会計監査（保護者）は本部役員経験者が行う。
5. 会計監査に欠員が生じた場合は役員会にはかり補充する。

役員名	人数	構成	役割
会計監査	2名	保護者1名/教職員1名	本会の経理を監査し報告を行う。

第8条 任期

1. 本部役員、会計監査の任期はいずれも1年とし再任は妨げないものとする。
2. 本部役員、会計監査の任期は4月1日より翌年3月31日までとする。
3. 欠員補充によって就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 本部役員のうち1名は、翌々年度以降の会計監査を務める。

第9条 総会

1. 会は本会の最高決定機関とし、第4条の会員によって構成される。
2. 会は会長が招集する。
3. 定期総会と臨時総会とし、書面による決議を可能とする。
4. 定期総会は年度初めに開催する。
5. 総会は会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、議決は出席の過半数による。臨時総会は会員の5分の1以上の要求があった場合、開催する。
6. 役員を選任は総会の決議を経なければならない。
7. 年間予算、本規約、組織改変、その他重要事項については総会の決議を経なければならない。

第10条 細則

この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り、役員会の決議を経て定める。

第11条 PTA 会員の個人情報

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

細 則

児童向け活動団体

1. 小山ヶ丘小学校一定数以上の児童を対象に活動を行う実態のあるボランティア団体であること。
2. 団体の代表者は小山ヶ丘小学校の保護者であること。
3. 登録申請、年間活動計画、年度予算を毎年提出すること。承認されない場合もある。
4. 年度末には決算書を提出すること。

弔慰金

この会は会員に対し、下記により小山ヶ丘小学校の児童及び会員に対して弔意を表す。

1. 児童及び会員が死亡の場合は金1万円を贈る。
2. 児童及び教職員が1ヶ月以上入院の場合、見舞金として金3千円を贈る。

付則

1. 第6条本部役員及び役割に2項目付則 (H19(2007).5.1)
2. 第5条会計2、7改正
第8条市P協担当付則
第13条細則 専門委員会付則、弔慰金1改正 (H20(2008).5.1)
3. 第6条本部役員及び役割の副会長3名保護者2名→副会長4名保護者3名へ改正
第8条市P協担当の4名まで保護者4名まで→5名まで保護者5名までへ改正
第9条専門委員会2の副委員長3名→4名へ改正
第13条細則 専門委員会パトロール委員会に「子ども110番」追加
第13条細則 専門委員会推薦委員会に地区委員の選出追加 (H21(2009).4.28)
4. 第5条会計7改正
第5条会計8追加・学校協力費・児童向け活動補助費・成人教育を明確化。委員会活動費に校外委員会を追加
第6条本部役員及び役割の役員名を「代表」、「副代表」へ
第8条市P協担当を3名に改正
第9条専門委員会「1」に校外委員会、地域イベント委員会を追加
第9条専門委員会「2」の副委員長4名を削除
第13条細則 専門委員会の学級委員会に「PTA会費集金の手伝い」「卒業関係手伝い」追加
第13条細則 専門委員会に「各専門委員会は該当する市P協主催専門部会に出席する」を追加
第13条細則 専門委員会の厚生保健委員会に「各学級及び店舗のベルマーク」「使用済みカートリッジ回収発送」「ベルマーク財団説明会出席」を追加
第13条細則 専門委員会のパトロール委員会に「不審者ポスター管理」「自転車ポスター」「腕章管理」追加
第13条細則 専門委員会の推薦委員会より「地区委員の選出」削除
第13条細則 専門委員会に校外委員会、「危険箇所確認」「マーケット調査」「ポスター管理」を追加

- 第13条細則 専門委員会の地区委員会より「危険箇所確認」「マーケット調査」を削除し、「横断旗管理」「通学路相談窓口」「次期地区委員選出」を追加
- 第13条細則 専門委員会に地域イベント委員会を追加
- 第13条細則 児童向け活動団体を追加（H22（2010）.4.27）
- 第8条市P協担当 「市P協担当は、本部役員に所属する」を追加
- 第11条総会7追加 総会の議決について追加
- 第12条運営委員会2追加 運営委員会の決議について追加、以下順次繰り下げ（H23（2011）.4.26）
5. 第6条本部役員及び役割に1項目付則
- 第7条会計監査「会計監査（保護者）は昨年度の本部会計が行う」を追加
- 第10条任期「会計は次年度の会計監査を務める。」を追加
- 第13条細則 専門委員会の校外委員会より 「マーケット調査」を削除
- 第13条細則 専門委員会の厚生保健委員会に 「保護者会時の児童一時預かり」を追加(H24(2012).4.26)
6. 第1条名称・設立に、所在地（電話番号）・設立年月日を追加
- 第6条本部役員及び役割の役員名を「会長」、「副会長」へ
小P連脱退により、第8条市P協担当の業務内容を削除
- 第9条専門委員会「1」の校外委員会を削除
- 第9条専門委員会「2」に（地区委員会は3名）を追加
- 第13条細則 専門委員会より「各専門委員会は該当する市P協主催専門部会に出席する。」を削除。
- 第13条細則 専門委員会より校外委員会を削除。
- 第13条細則 専門委員会の地区委員会に「危険箇所」「ポスター管理」を追加。（H25（2013）.4.25）
7. 第6条本部役員及び役割に「周年行事担当」と「通年行事担当」を追加（これに関する補記も追加）。また会長の役割に「健全育成の役員を担う」こと、副会長の役割に「スクールボード・健全育成委員・実行委員を分担する」ことを追加。
- 第14条PTA会員の個人情報の条項を追加。
- 細則 専門委員会の学級委員会から、「青少年健全育成委員会への出席・手伝い」、「卒業関係の手伝い」、「成人教育の実施」を削除し、「転入・転出生の把握と情報連携」、「運動会の手伝い」、「保護者向けイベントの対応」を追加。
- 細則 専門委員会のパトロール委員会から、「自転車ポスター」を削除。
- 細則 専門委員会の推薦委員会に、「PTA会費集金の手伝い」を追加。
- 細則 専門委員会の地域イベント委員会に、「三役は青少年健全育成委員会の委員も兼ねる」旨と「必要に応じ運動会・開放プールの手伝いを行う」を追加。
- 細則 専門委員会に、「全委員会に学校・地域行事の手伝いが含まれる」旨を追加。（H26（2014）.4.23）
8. 細則 平成26年度10周年行事終了のため役割を終了とし、通年行事任用を開始とする。(H27(2015).4.22)
9. 第6条本部役員及び役割補記*2「次年度の会計監査を務める」を「次年度以降の会計監査を務める」に改正。
- 第7条会計監査「会計監査（保護者）は昨年度の本部会計が行う」を「会計監査（保護者）は本部会計経験者が行う」に改正。
- 第10条任期3.「会計は次年度の会計監査を務める」を「会計は次年度以降の会計監査を務める」に改正。
- 細則 専門委員会の地域イベント委員会から、「必要に応じ運動会・開放プールの手伝いを行う」を削除
- 細則 児童向け活動団体1項「小山ヶ丘小学校全児童を対象に活動を行う実態のあるボランティア団体であること」を「小山ヶ丘小学校一定数の児童を対象に活動を行う実態のあるボランティア団体であること」に改正。（H29（2017）.4.26）
10. 第6条本部役員及び役割「1.本部役員の解任・及び承認は年度末に総会をもって行う」を追加。

通年行事担当の役割より「開放プール」を削除。

第7条会計監査 「1.会計監査の解任・及び承認は年度末に総会をもって行う」を追加。

第8条市P協担当の項目を削除。以降の条数を一つずつ繰り上げる。

第8条専門委員会 「学級委員」を削除。

各専門委員会の副委員長の人数を「2名」より「2～3名」へ変更。

第9条任期 「2.本部役員、会計監査の任期は4月1日より3月31日までとする。」を追加。

第10条総会 「臨時総会に関しては書面による決議を可能とする。」を追加。

細則 専門委員会から学級委員の項目を削除。および、厚生保健委員会とパトロール委員会に「PTA会費集金の手伝いなどを行う。」を追加。 (H29(2017).11.11)

11. **第8条専門委員会** 「子どもまんなか委員会」を追加。

細則 専門委員会に「子どもまんなか委員会 年2回開催(10月・1月) 予定の漢字検定の運営・実施を行う。」を追加。(H30(2018).3.13)

12. **第5条会計** 「9. 児童向け活動補助費は平成30年までに支出がなければこの予算項目は削除とする。」を削除。

細則 子どもまんなか委員会に「PTA会費集金の手伝いなどを行う」を追加。厚生保健委員会と推薦委員会に「漢字検定の試験監督」を追加。および、厚生保健委員会に「運動会の手伝い」を追加、「保護者会時の児童一時預かり」を削除。(H30(2018).4.25)

13. **第6条本部役員及び役割** 「1.本部役員の解任及び承認は年度末に総会をもって行う」から「年度末に」を削除。

第7条会計監査 「1.会計監査の解任及び承認は年度末に総会をもって行う」から「年度末に」を削除。

第11条運営委員会 「役員、会計監査、運営委員に欠員が生じた時は、運営委員会にはかり補充する。」に「必要に応じて」を追加。

細則 子どもまんなか委員会から「(10月・1月)」および「PTA会費集金の手伝いなどを行う」を削除。パトロール委員会に「漢字検定の試験監督」を追加。地域イベント委員会に「GAOKA フェスティバルの手伝いを行う」を追加。「※このほか全ての専門委員会に共通して、学校・地域行事の手伝いが含まれる」を「※このほか全ての専門委員会に共通して、学校・地域・PTA 行事の手伝いが含まれる」に改正。(2019.4.23)

14. **第6条本部役員及び役割** 「1.本部役員の解任及び承認は総会をもって行う」を、「1.本部役員の承認は総会をもって行う。2. 本部役員の解任は任期終了日をもって解任されるものとする。」に改正。

第7条会計監査 「1.会計監査の解任及び承認は総会をもって行う」を、「1.会計監査の承認は総会をもって行う。2. 会計監査の解任は任期終了日をもって解任されるものとする。」に改正。

第10条総会 「6.年間予算、本規約、役員の選任、組織改変、その他重要事項については、総会の決議を経なければならない。」を、「6.役員の選任は総会の決議を経なければならない。7.年間予算、本規約、組織改変、その他重要事項については、運営委員会にはかり総会の決議を経なければならない。」に改正。

細則 地区委員会から「横断旗管理」を削除し、「漢字検定の試験監督」を追加。(2020.4.28)

15. **第6条本部役員及び役割** 副会長の役割「スクールボード」を「学校運営協議会」に改正。

第10条総会 「1.会は本会の最高決定機関とし、全員の会員をもって構成される。」を、「1.会は本会の最高決定機関とし、第4条の会員によって構成される。」に改正。

第11条運営委員会 「4.欠員補充 役員、会計監査、運営委員に欠員が生じた時は、必要に応じて運営委員会にはかり補充する。」を、「4.本部役員に欠員が生じた時は、運営委員会にはかり補充し、承認は総会をもって行う。5. 会計監査、専門委員会委員長・副委員長に欠員が生じた時は、必要に応じて運営委員会にはかり補充する。」に改正。

細則 地域イベント委員会に「運動会の手伝い」を追加。(2021.4.28)

16. **第5条会計** 「7.会費徴収後の転入者については、転入した日の属する月の分より1ヶ月150円として、

年度末の3月分まで一括で徴収する。」を、「7.会費徴収後の転入者については、転入した日の属する月の翌月分より1ヶ月150円として、年度末の3月分まで一括で徴収する。」に改正。

第9条任期 「4.会計は翌年度以降の会計監査を務める。」を、「4.会計は翌々年度以降の会計監査を務める。」に改正。

第10条総会 「3.定期総会と臨時総会とする。臨時総会に関しては書面による決議を可能とする。」を、「3.定期総会と臨時総会とし、書面による決議を可能とする。」に改正。

第13条 PTA 会員の個人情報 「年度初めおよび転入時に取得する PTA 会員の個人情報（氏名・住所・電話番号等）は、PTA 活動に関してのみ使用することとする。」を、「この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。」に改正。（2022.4.26）

17. **第6条本部役員及び役割** 副会長の役割「学校運営協議会」を会長の役割に改正。副会長の役割に「20周年行事」を追加。

細則 地区委員会から、「通学路相談窓口」を削除。（2023.5.1）

18. **第5条会計** 2.会費を「年額2千円」から「年額1千円」に改正。「7.会費徴収後の転入者については、転入した日の属する月の翌月分より1ヶ月150円として、年度末の3月分まで一括で徴収する。」を「転入した日の属する月の翌月分より1ヶ月100円として、年度末の3月分まで一括で徴収し、上限は1千円とする。」に改正。

第6条本部役員及び役割 「3.本部役員会の役員は下記のとおりとする。役員は各委員会の委員を兼ねることはできない。」から「役員は各委員会の委員を兼ねることはできない。」を削除。

「4.本部役員に欠員が生じた場合は役員会にはかり補充し、承認は総会をもって行う。」を追加。

「役員名」より「副会長・書記・会計・通年行事担当」を「本部役員」に改正。

「人数」より「4名・3名・3名・2名」を「6～9名」に改正。

「構成」より「保護者3名/副校長1名・保護者2名/教職員1名・保護者2名/教職員1名・保護者2名」を「保護者4～9名/副校長1名/教職員1名」に改正。

「役割」より「20周年行事」より「20」を削除。「小山市民センターまつりの実行委員」「(運動会・GAOKA フェスティバルなど)」を削除し、「防犯活動のとりまとめを行う。」「翌々年度以降の会計監査を務める。」を追加。

「*2 翌々年度以降の会計監査を務める」「*3 平成27(2015)年度から10周年行事を終了とし、任用を開始する」を削除。

第7条会計監査 「4.会計監査(保護者)は本部会計経験者が行う。」を「4.会計監査(保護者)は本部役員経験者が行う。」に改正。「5.会計監査に欠員が生じた場合は役員会にはかり補充する。」を追加。

第8条専門委員会の項目を削除。以降の条数を一つずつ繰り上げる。

第8条任期 「1.本部役員、会計監査及び委員の任期はいずれも1年とし、再任は妨げないものとする。」から「及び委員」を削除。「4.会計は翌々年度以降の会計監査を務める。」を「4.本部役員のうち2名は、翌々年度以降の会計監査を務める。」に改正。

第10条総会 「5.臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があった場合、運営委員会の決議を経て開催する。」を「臨時総会は会員の5分の1以上の要求があった場合、開催する。」に改正。

第10条 「7.年間予算、本規約、組織改変、その他重要事項については、運営委員会にはかり総会の決議を経なければならない。」から「運営委員会にはかり」を削除。

第11条運営委員会の項目を削除。以降の条数を一つずつ繰り上げる。

第12条細則「運営委員会の決議を経て定める。」を「役員会の決議を経て定める。」に改正。

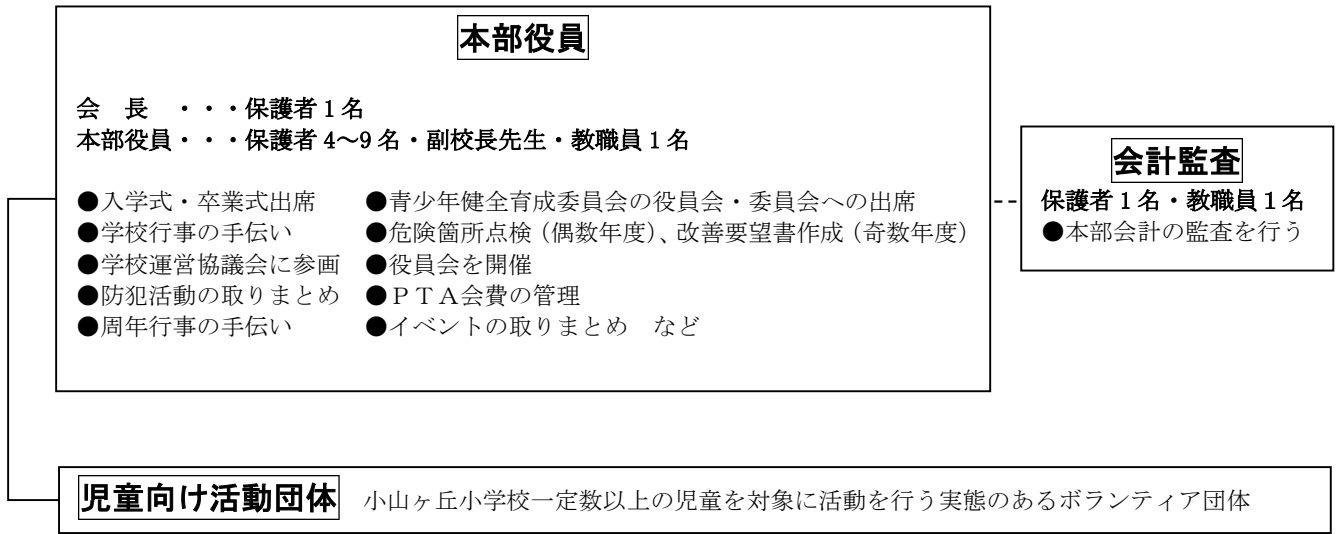
細則 専門委員会の項目を削除。**児童向け活動団体** 4.から「活動報告書」を削除。（2024.5.1）

19. **第5条会計**「一括で徴収」を「一括で納入」に改正。

第7条会計監査「人数」の「3名」を「2名」に改正。「構成」の「保護者2名」を「保護者1名」に改正。

第8条任期「4.本部役員のうち2名」を「4.本部役員のうち1名」に改正。（2025.5.15）

町田市立小山ヶ丘小学校 P T A 組織図



2025 年度 事業計画書(案)

	事業及び活動内容
本部役員	・入学式・卒業式出席
	・学校行事の手伝い
	・防犯活動の取りまとめ・危険箇所点検
	・周年行事の手伝い
	・青少年健全育成委員会・役員会への出席
	・学校運営協議会に参画
	・役員会を開催
	・PTA 会費の管理 他

2024年度決算報告書

町田市立小山ヶ丘小学校PTA
(単位 円)

項 目	予算額	決算額	差引額	備 考	
収入の部	会費収入	712,000	677,000	▲35,000	
	雑収入・その他	0	97	97	
	合 計	712,000	677,097	▲34,903	
前年度繰越金	182,500	182,500	0		
定額貯金解約	0	2,252,593	2,252,593		
収入総額	894,500	3,112,190	▲2,217,690		

支 出 の 部	運 世 費	総 会 費	10,000	3,600	6,400	総会資料印刷費等へ使額23部
		消 耗 品 費	70,000	3,981	66,019	コピー用紙など消耗品すべて
		通 信 費	20,000	12,000	8,000	役員電話・メール代など
		旅 費 交 通 費	10,000	0	10,000	
		小 計	110,000	19,581	90,419	
	そ の 他	運動会・イベント費	180,000	314,490	▲134,490	2023年度より運動会・イベント費として統合 運動会ラオル代など
		周年行事準備費	0	2,233,779	▲2,233,779	
		入・卒者祝品費	400,000	356,848	43,152	卒業証書入れ(ファイル)、卒業祝い品、残花、入学祝い品
		学校協力費	25,000	0	25,000	
		児童向け活動補助費	15,000	0	15,000	2023年度は活動なし
		慶 弔 費	20,000	0	20,000	葬式花束代、お祝い金
保 険 料		70,000	0	70,000	傷害保険、児童賠償責任保険 ※2024年度イベント開催のため加入せず	
備 品 費		20,000	0	20,000		
メンテナン ス費		10,000	0	10,000		
予 備 費		14,500	0	14,500	不測の支出への予備費	
小 計	754,500	2,905,117	▲2,150,617			
合 計	864,500	2,924,698	▲2,060,198			
定額貯金預入	30,000	0	30,000			
支出総額	894,500	2,924,698	▲2,060,198			

積 立 金 の 部	周年行事準備金	3,780,000	1,430,000	2,350,000	2012年度より定額貯金にて管理 ※2023年度以降積立終了
	メンテナンス・備品費積立金	230,000	200,000	30,000	2013年度より定額貯金より管理 ※2024年度積立終了
	合 計	4,010,000	1,630,000	2,380,000	

収入総額 3,112,190

支出総額 2,924,698

差引残高 187,492

次年度繰越金(普通預金) 187,492

上記の決算は、監査の結果相違ないことを認めます。

2025年3月24日

会計監査

大谷 貴子

会計監査

中澤 俊哉

会計監査

菅原 麻衣



2024年度決算を上記の通り報告します

2025年3月24日

町田市立小山ヶ丘小学校

PTA会長 荻野 大志

会 計 堀 理 香

会 計 高橋 麻衣子

会 計



財 産 目 録

2024年度
【資産の部】

町田市立小山ヶ丘小学校PTA

(単位 円)

科 目	適 用	金 額
現金貯金	手 許 有 高	0
普通預金	郵便局	普通預金 187,492
定額貯金		周年行事準備金 1,430,000
		メンテナンス・備品費積立金 200,000
資 産 合 計		1,817,492

【定額預金明細書】

(単位 円)

科 目	前年度繰越金	増 加	減 少	次年度繰越金	備 考
周年行事準備金	3,680,000	0	2,250,000	1,430,000	20周年記念行事に使用
メンテナンス・備品費積立金	200,000	0	0	200,000	
計	3,880,000	0	2,250,000	1,630,000	

会長印	会計印		
			

会計監査印		
		

購 入 記 録

品 名	購入年度	品 名	購入年度
シュレッダー 1台	2008年度	ラミネーター 1台	2019年度
プリンター 1台	2014年度	電子キーボード26台	2020年度
掃除機 1台	2014年度	プリンター 1台	2021年度
印刷機 1台	2015年度	印刷機 1台	2021年度
トランシーバー 1台	2018年度	ワイヤレスポータブルアンプ 1台	2021年度
パソコン 1台	2018年度	トランシーバー 3台	2022年度
トランシーバー 3台	2019年度		

2025年度 予算書(案)

町田市立小山ヶ丘小学校PTA
(単位 円)

項 目		2024年度予算案	2025年度予算案	増 減	備 考
収入の部	会 費 収 入	712,000	655,000	▲57,000	(家庭数620+教職員35) × @1,000
	雑収入・その他	0	0	0	利息など
	合 計	712,000	655,000	▲57,000	
前年度繰越金(普通預金)		182,500	187,492	4,992	
収 入 総 額		894,500	842,492	▲52,008	

支出の部	運営費	総 会 費	10,000	10,000	0	総会資料外部印刷業者へ依頼 50部
		消 耗 品 費	70,000	10,000	▲60,000	コピー用紙などの消耗品他
		通 信 費	20,000	20,000	0	役員電話・メール代など
		旅 費 交 通 費	10,000	10,000	0	
		小 計	110,000	50,000	▲60,000	
	その他	運動会・イベント費	180,000	330,000	150,000	運動会参加賞など
		入・卒者祝品費	400,000	360,000	▲40,000	入卒者祝品、入卒者胸花、ファイル式証書入れ
		学 校 協 力 費	25,000	5,000	▲20,000	
		児童向け活動補助費	15,000	5,000	▲10,000	
		慶 弔 費	20,000	10,000	▲10,000	地域イベント参加の際のお祝い金、2023年～離任式花束中止
		保 険 料	70,000	60,000	▲10,000	傷害保険(傷害約85円) × (家庭数+教職員数) 損害責任保険(15円) × (児童数)
		備 品 費	20,000	10,000	▲10,000	印刷機以外の備品購入用
		メンテナス費	10,000	10,000	0	OA機器の修理費
		予 備 費	14,500	2,492	▲12,008	不測の支出への予備費
	小 計	754,500	792,492	37,992		
	合 計		864,500	842,492	▲22,008	
	定 額 貯 金 預 入		30,000	0	▲30,000	
	支 出 総 額		894,500	842,492	▲52,008	

繰越金の部	周年行事準備金	3,780,000	1,430,000	▲2,350,000	2012年度より定額貯金にて管理 2022年度～は積立なし
	メンテナス・備品費積立	230,000	200,000	▲30,000	2013年度より定額貯金にて管理
	合計	4,010,000	1,630,000	▲2,380,000	

